

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
--------------	--

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
施策目標	2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
※ 重点評価課題(保育所の受入児童数の拡大と延長保育の推進)		
個別目標1	保育所の受入児童数を拡大すること	
	(主な事務事業) ・民間保育所整備費 ・民間保育所運営費	
個別目標2	必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること	
	(主な事務事業) ・延長保育促進事業 ・一時・特定保育事業	
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進するため、保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保する(児童福祉法第24条、第56条の7等)。		
2 根拠法令等 ○児童福祉法(昭和22年法律第164号) ○「少子化社会対策大綱」(平成16年6月4日閣議決定)		
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局保育課	
関係部局・課室	-	

2. 現状分析

平成16年6月4日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示した「子ども・子育て応援プラン」(以下「プラン」という。)が策定された。プランでは、都市部を中心に待機児童が多数存在していること、就業形態等に対応した多様な保育ニーズがあること等を踏まえ、「待機児童ゼロ作戦」のさらなる推進、多様な保育サービスのより一層の充実など、子育て家庭がどこでも必要なときに利用できる保育サービス等を充実することを目標として掲げている。

【参考】「少子化社会対策大綱」の掲げる4つの重点課題

- I 若者の自立とたくましい子どもの育ち
- II 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- III 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- IV 子育ての新たな支え合いと連帯

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 待機児童数(単位:人) (待機児童の解消/ー)	25,447	26,383	24,245	23,338	19,794
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる(各年4月1日現在数)。 ・待機児童とは、保育所への入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童である。					
施策目標の評価 保育所への受入児童数の増加に伴い、待機児童数については、平成15年以降3年連続で減少し、平成18年に初めて2万人を下回ったところである。 これは、保育所の受入児童数の拡大を図るために保育所の整備を推進し、それに伴い必要となる経費を助成してきたこと等の成果であると判断される。よって、施策目標達成に向けて進展していると評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)					

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 保育所の受入児童数を拡大すること								
個別目標に係る指標								
アウトカム指標								
(達成水準/達成時期)				H14	H15	H16	H17	H18
1	受入児童数(単位:人) (215万人以上/平成21年度)	1,879,568	1,920,599	1,966,929	1,993,684	2,003,610		
(調査名・資料出所、備考)								
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、平成16年以前は統計情報部社会統計課の「社会福祉行政業務報告」、平成17年以降は同「福祉行政報告例」による。 受入児童数は、現に保育所を利用している児童数である。 								
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)								
<p>受入児童数は毎年度拡大してきており、特に平成17年度から同19年度までは、プランに基づき待機児童50人以上の市町村を中心に集中的に受入児童数の拡大を図ることとされ、取り組んだ結果、平成18年には200万人を超えたところである。よって、保育所整備や運営費の拡充は目標達成にあたり有効であり、また待機児童50人以上の市町村を中心に集中的に受入児童数の拡大を図ったことは目標達成にあたり効率的であると評価できる。</p>								
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要								
事務事業名 : 次世代育成支援対策施設整備交付金(うち民間保育所整備費分)								
平成18年度	14,000百万円(補助割合:[国1/2相当])							
予算額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()							
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()							
概要:								
次世代育成支援対策推進法に基づき作成される市町村行動計画をもとに、市区町村により策定された市町村整備計画に基づいて実施される民間保育所に関する施設整備事業に対し交付金を交付する。								
事務事業名 : 民間保育所運営費								
平成18年度	298,246百万円(補助割合:[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4])							
予算額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()							
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()							
概要:								
市町村が児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、その保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担するもの。								

個別目標2 必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	延長保育の実施か所数 (単位:か所) (16,200か所以上/平成21年度)	10,600	11,702	13,086	13,677	8,976
2	一時・特定保育事業実施か所数 (単位:か所) (9,500か所以上/平成21年度)	4,178	4,967	5,675	6,588	7,580
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。数値は、各年度の交付決定施設数である。なお、平成18年度から公立保育所については一般財源化されたため、交付決定施設数は私立保育所のみとなる。 指標2は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。数値は、各年度の交付決定か所数である。なお、特定保育事業は、平成15年度からの事業であり、平成14年度の指標は一時保育事業のみの実施か所数である。 						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>延長保育の実施か所数及び一時・特定保育事業実施か所数は年々増加している(なお、延長保育の実施か所数は、平成18年度から公立保育所については一般財源化されたため、交付決定施設数は私立保育所のみである。このため、平成17年から平成18年にかけては指標上では数値が減少している。)。よって、これらに係る事業の実施により目標達成に向けて着実に進展しており、また、保育サービスを必要とする保護者の多様なニーズを考慮した事業の実施は目標達成に向け効率的であると評価できる。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名:延長保育促進事業						
平成18年度:33,956百万円(補助割合:[国1/2相当定額])						
予算額:一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体:本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 就労形態の多様化に対応するため、11時間の開所時間の前後に延長保育を実施する保育所に対し、必要な経費を補助する。						
事務事業名:一時・特定保育事業						
平成18年度:3,278百万円(補助割合:[国1/3][都道府県1/3][市区町村1/3])						
予算額:一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体:本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 専業主婦を含め、保護者の育児疲れや急病や冠婚葬祭など一時的な場合からパート就労などあらかじめ日時を特定する場合まで、必要な時に子どもを預けられる場の拡充を図るため、一時・特定保育事業所を実施する保育所に対し、必要な経費を補助する。						

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
「次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年7月8日参議院厚生労働委員会）
保育所の待機児童を目指して、保育所等の整備、受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、障害児保育、病児保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブ等の少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに掲げられた各事業を着実に推進すること。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
 - ・「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）
 - ・「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）
 - ・「新しい少子化対策について」（平成18年6月20日少子化社会対策会議決定）
 - ・「延長保育など多様なニーズへの対応を進め、仕事と子育ての両立支援に全力を尽くします。」（第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること